

危険ブロック塀等の 撤去費用を補助します

最大

20万円



公共空間の安全を確保することを目的に、危険なブロック塀を撤去する費用の一部を補助します。事前の申請が必要ですので、まずはご相談ください。

対象となる塀

- ・コンクリートブロック塀、石積塀、組立式コンクリート塀等
- ・道路に面し、道路面からの高さが1メートル以上あるもの
- ・点検表で危険性があると判断されるもの

ご自宅のブロック塀をチェックしてみませんか？

※石積塀や組立式コンクリート塀の場合はチェック項目が異なります



次の内容に1項目以上該当すれば補助対象となります！

- | | |
|-------------------------------------|--------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | 道路面からの塀の高さが2.2mを超えている |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 塀の厚さが10cm未満である（塀の高さが2mを超える場合15cm未満） |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 塀の長さ3.4m以下ごとに控え壁がない（塀の高さが1.2mを超える場合） |
| <input checked="" type="checkbox"/> | コンクリート基礎がない |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 塀に傾きやひび割れがある |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 塀にぐらつきがある |

お問合せ

南足柄市役所 建築営繕課
電話：0465-73-8058（直通）

〒250-0192 南足柄市関本440（市役所2階）
FAX：0465-70-1077